



# 賢い消費者 になりましょう

## 年度末に多発する引っ越しトラブルに注意！

進学や転勤・就職などで新生活の準備が進む年度末は、引っ越しに関するトラブルの相談が増加します。時間に余裕がない中で手続きを進めることや、引っ越し経験が少ないことが、トラブルの背景にあります。事前にポイントを確認し、トラブルを防ぎましょう。

## よくあるトラブルとその対策について

### よくあるトラブル① 原状回復費用をめぐるトラブル

借主は、故意・過失による汚れやキズについては原状回復義務を負いますが、経年劣化や通常損耗は原則として負担の対象外です。

(借主の義務を加重する契約上の特約がないか注意する)

【トラブルを防ぐポイント】

- ・契約前に契約書の内容を十分確認する
- ・入居時・退去時に写真を撮影し、記録を残す
- ・国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考にする



### よくあるトラブル② 不用品回収に関する高額請求

インターネット広告を見て依頼したところ、表示金額と実際の請求額が異なるという相談が寄せられています。

【トラブルを防ぐポイント】

- ・複数の事業者から見積もりを取る
- ・支払総額を事前に確認する
- ・契約状況によっては、クーリング・オフが可能な場合があります



### よくあるトラブル③ 荷物の破損・紛失

引っ越し契約の多くは「標準引越運送約款」に基づいており、損害賠償や免責事項などが定められています。

【トラブルを防ぐポイント】

- ・契約書や約款の内容を事前に確認する
- ・梱包方法や運搬方法について、事業者を確認する



おかしいな、困ったなと思ったら、ひとりで悩まず相談してください

## 【暮らしの相談窓口】

消費者ホットライン (局番なし) 188

松本市消費生活センター (松本市役所内) 0263-36-8832

【お問い合わせ】 市民相談課 TEL:0263-33-0001